

大郷町有料広告掲載に関する基準

平成19年10月1日制定
平成23年4月1日一部改正
令和7年3月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この基準は、大郷町有料広告掲載に関する要綱（平成19年告示第40号）第3条第2項に規定する広告に関する基準として定める。

(基本的な考え方)

第2条 大郷町が管理する広告媒体に掲載する広告は、町民生活を保護する観点から、社会的に信用度の高い情報でなければならない。

(規制業種又は事業者等の基準)

第3条 次に掲げる業種又は事業者等の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関するもの及びこれに類似の業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に関するもの及び類似の業種
- (3) たばこに関するもの
- (4) 商品先物取引に関するもの
- (5) ギャンブルに関するもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者等
- (8) 法令等に違反している事業者等
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(掲載内容の基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する内容の広告は掲載しない。

- (1) 人権侵害、名誉き損又は各種差別的なもの
- (2) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (3) 必然性のない裸体姿や暴力、犯罪を肯定し助長するもの等、青少年の健全育成に反するおそれのあるもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (5) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- (6) 出資者又は出資金を募集するもの
- (7) 求人に関するもので、労働基準法関係法令に違反しているもの
- (8) 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品やサービスを提供するもの
- (9) 町の行政運営や事業推進に支障をきたす可能性があるもの
- (10) 町の広告掲載事業の円滑な運営に支障をきたすもの

(表示基準)

第5条 広告の表示については、以下の点に留意しなければならない。

- (1) 当該広告に係る法令及び業界の自主規制による広告表示基準等を遵守すること。
- (2) 町又は国県等が推奨していると誤解させるような表現をしないこと。
- (3) 広告であることを原則として明示すること。
- (4) 広告主の名称、所在地及び連絡先を原則として明示すること（携帯電話のみは不可）。
- (5) 肖像権及び著作権を無断で使用しないこと。

(WEBページに関する基準)

第6条 町のWEBページへの広告に関しては、WEBページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているWEBページの内容についてもこの基準を適用する。